### 一般渡航者等向け ID の利用開始について

令和 2 年 12 月 18 日 事務局

#### 1. 概要

前回の本運営委員会でお示しした方針に基づき、ビジネス目的以外の 渡航者(以下「一般渡航者等」という。)についても予約枠に余裕があ る場合に TeCOT の利用を可能とする。具体的には、12 月 21 日 (月)か ら一般渡航者等向けの ID の発行を開始することとし、併せて、旅行業 者等(旅行代理店等)によるビジネス目的以外の渡航者の予約代行も可 能とする。

#### 2. 一般渡航者等向け ID の発行手続

一般渡航者等向け ID については TeCOT の専用ページで行う。ID の登録に当たっては、「氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」「生年月日」の入力を求めることとする。なお、追加的な本人確認等は行わず、即日 ID の発行を行う。

#### 3. 一般渡航者等向け ID の利用対象者

・ビジネス以外の目的(留学、観光等)で海外へ渡航する者。

#### 4. 一般渡航者等向け ID の制限

ビジネス以外の目的で渡航する者も利用対象とした場合、検査手法の種類や時期・地域によっては、TeCOT に登録された予約枠が不足する可能性がある。そのため、一般渡航者等向け ID 利用者については必要に応じて、オンライン予約が可能となる時期を制限することでビジネス渡航者向けの予約を優先することとする。

なお、当面は特段の制限を設けることはせず、具体的な制限及びその 適用開始時期については需給状況等を踏まえ、改めて運営委員会の場で お諮りしたい。

(※) ビジネス渡航者向けの ID (gBizID) でログインした者については、予約可能時期に関する制限は設けない。

# 規程類(運営規程・利用規約・プライバシーポリシー)の改正について 資料3-2

- ●12月21日から、ビジネス以外の目的(留学・観光等)で渡航する者のTeCOT利用を開始 することに伴い利用規約等を整備。
- ●具体的には、これまで利用規約については渡航者等向け(代行業者含む)・参加医療機関 向けの2種類のみを作成していたところ、今般の改正により、利用者の属性ごと(ビジネス目的 の渡航者、その他の渡航者、旅行業者等、医療機関)に4種類を作成。
- ●また、併せて用語の定義についてもより分かりやすくする観点から変更を行い、運営規程・プライ バシーポリシーも同様に修正。

#### 現 行

•渡航者等

事業目的で海外へ渡航(出張・赴任等)する者又はそれば 準ずる者

|•代行業者

旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等か ら委託を受けて、本センターを利用した事務手続を代行する者

## 渡航者等向け利用規約(代行業者含む)

参加医療機関向け利用規約

## 改正案

·渡航者等

事業目的で海外へ渡航する者のほか、その他の目的で海外

- へ渡航する者又はそれらに準ずる者
- ビジネス渡航者等

事業目的で海外へ渡航(出張・赴任等)する者又はそれ に準ずる者

•一般渡航者等(新設)

事業以外の目的で海外へ渡航(留学・観光等)する者又 はそれに準ずる者

・旅行業者等※「代行業者等」から名称のみ変更。

ビジネス渡航者等向け 利用規約

一般渡航者等向け 利用規約

旅行業者等向け利用規約

参加医療機関向け利用規約

利 用規

#### 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営規程

令和2年10月1日制定 (令和2年12月●日一部改正) 経済産業省 厚生労働省

(目的)

第一条 本運営規程は、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(以下、「本センター」という。)の運営について必要な基本的事項を定めるものとする。

#### (運営の基本方針)

第二条 本センターの運営に当たっては、本センター運営者が本センターの透明性及び公 正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とする。

#### (業務)

- 第三条 本センター運営者は、次の各号に掲げる業務を実施する。
  - 一 渡航者等(事業目的で海外へ渡航<del>(出張・赴任等)</del>する者<u>のほか、その他の目的で海外へ渡航する者</u>又はそれ<u>ら</u>に準ずる者をいう。以下同じ。)が渡航先国の求める要件を満たす検査(新型コロナウイルス感染症に関する核酸増幅検査、抗原検査その他新型コロナウイルス感染症の感染に係る検査をいう。以下同じ。)を受診した上で検査証明(検査による証明をいう。以下同じ。)を円滑に取得するため又は渡航者等が帰国後に日本政府の定めるところに従い検査を受診するため、自ら又は代行業者旅行業者等(旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等から委託を受けて、本センターを利用した事務手続(法律行為を除く手続をいう。以下同じ。)を代行する者をいう。以下同じ。)を通じて、参加医療機関(「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」(令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定)により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。)との契約(以下、「検査証明実施契約」という。)を締結することに対する支援を行うために利用するシステム(以下、「本システム」という。)の運用業務
  - 二 「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約」(以下、「本利用規約」という。)に定める禁止行為を行った渡航者等、<del>代行業者<u>旅行業者等</u>又は参加医療機関に</del>対して、本センターの利用を制限する業務
  - 三 参加医療機関が実施する検査証明について国内の地域別等の需給に係る調査を行う 業務
  - 四 その他前各号に定める業務を円滑に実施するために必要な業務

第四条 前条第二号に定める業務の手順は、以下の各号に定めるとおりとする。

- 一 本センター運営者は、渡航者等、<del>代行業者</del>旅行業者等</u>又は参加医療機関が本利用規 約に定める禁止行為を行ったと推定するのに十分な証拠がある場合、関係者からの意 見聴取等を実施するなどして調査を行う。
- 二 前号の調査の結果に基づき、本センター運営者は、本利用規約の規定に違反したことが認められた渡航者等、代行業者旅行業者等 利用を二週間の間停止する。ただし、当該渡航者等、代行業者旅行業者等 東機関が、過去一年間に利用停止の措置を受けた者等である場合、停止の期間は三ヶ月とする。
- 三 本センター運営者は、前号に定める利用停止の措置を講じる場合、その旨を電子メールにて当該渡航者等、代行業者旅行業者等 又は参加医療機関に通知するとともに、本システムで所定の対応を行う。なお、当該渡航者等、代行業者旅行業者等 医療機関に対する事前の通知は行わなくともよい。
- 四 本センター運営者は、前二号に定める利用停止の措置を受けた渡航者等、代行業者 旅行業者等又は参加医療機関の名前、措置の理由、措置の期間等について、定期的に その内容の全部又は一部を、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会 (以下、「運営委員会」という。)に報告するものとする。
- 2 本センター運営者は、前項に定める利用停止の措置を受けた渡航者等、代行業者旅行 業者等 又は参加医療機関が、当該措置を不服として異議を申し立てるための窓口を置 く。

(センターの運営体制)

第五条 本センター運営者は、本センターの運営を統括し、その責任を負う者を置く。

- 2 本センター運営者は、第三条に定める業務のうち、次の各号に定める業務を外部事業 者に委託することができる。
  - 一 運営委員会の開催に対する支援業務
  - 二 渡航者等、代行業者旅行業者等及び参加医療機関に対する広報業務
  - 三 渡航者等、代行業者旅行業者等又は参加医療機関からの問い合わせへの対応業務
  - 四 渡航先国の求める検査証明要件の調査及び本システムにおける情報発信業務
  - 五 需給状況の調査及び情報発信業務
  - 六 その他本センターの運営に関する本センター運営者の補助業務
- 3 前項に定める外部事業者(以下「受託事業者」という。)は、本センター運営者の指示に基づき、本センターを適切に運営するための体制(渡航者等、代行業者旅行業者等又は参加医療機関からの問い合わせに対応するための体制を含む。)を整備する。

(情報セキュリティの確保等)

第六条 本センター運営者及び受託事業者は、情報システムの保守管理、情報セキュリティの確保等のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成30年度版)に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。なお、当該基準等が改正された場合には、改正後の基準等に基づき、情報セキュリティ対策を講じる。

#### (緊急時の対応)

- 第七条 本センター運営責任者及び受託事業者は、運営の障害となる事故、災害、システム障害、セキュリティ事故等の緊急時において適切に対処するため、事業継続計画その他の必要な措置を定め、実施する。
- 附則 本運営規程は令和2年10月1日より効力を有するものとします。
- 附則 本運営規程は令和2年11月2日から適用するものとします。 (令和2年10月30日一部改正)
- 附則 本運営規程は令和2年11月25日から適用するものとします。 (令和2年11月25日一部改正)
- <u>附則 本運営規程は令和2年12月○○日から適用するものとします。</u> (令和2年12月○○日一部改正)

#### 海外渡航者新型コロナウイルス検査センタープライバシーポリシー

#### (基本的な考え方)

第一条 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(以下「本センター」という。)の円滑な運営を図るため、本センター運営者は、渡航者等(事業目的で海外へ渡航<del>(出張・赴任等)</del>する者のほか、その他の目的で海外へ渡航する者又はそれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、代行業者旅行業者等(旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等から委託を受けて、本センターを利用した事務手続(法律行為を除く手続をいう。以下同じ。)を代行する者をいう。以下同じ。)及び参加医療機関(「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」(令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定)により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。)の個人情報を必要な範囲で取得します。取得した個人情報は、以下に定める利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

#### (本ポリシーの適用範囲)

- 第二条 本ポリシーは、本センターの運営に当たり取得する個人情報の取扱いに関して適用され、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約(以下、「利用規約」という。)の一部として、一体として解釈されるものとします。
- 2 渡航者等、<del>代行業者旅行業者等</del>又は参加医療機関が利用規約に同意した場合には、本 ポリシーに同意したものとみなされます。

#### (取得する個人情報の範囲)

- 第三条 本センター運営者は、渡航者等から以下の情報を取得します。
  - 一 氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び、生年月日<del>及び所属企業</del>
  - 二 所属企業等(ビジネス渡航者等(事業目的で海外へ渡航(出張・赴任等)する者又は それに準ずる者をいう。)のみ)
  - 二 渡航先国、渡航目的、渡航日時、渡航期間
  - 三 航空券番号又は航空券予約番号
  - 四 検査手法、検査日及び検査場所
  - 五 前各号に掲げるもののほか、渡航者等が本センターのシステム(以下、「本システム」 という。) に入力する情報及びインターネットドメイン名、IPアドレスその他本セン ターに関するウェブサイトの閲覧等に関する情報
- 2 本センター運営者は、代行業者旅行業者等から以下の情報を取得します。
  - 一 代行業者旅行業者等の法人番号、名称及び所在地
  - 二 代行業者旅行業者等の都道府県・観光庁登録番号及び旅行業法上の分類
  - 三 代行業者旅行業者等の担当者の氏名、電話番号、メールアドレス及び生年月日
  - 四 <del>代行業者旅行業者等</del>が渡航者等から委託を受けて本センターを利用した事務手続を 代行するに当たり本センターに提供する当該渡航者等の個人情報

- 五 前各号に掲げるもののほか、代行業者旅行業者等が本システムに入力する情報及びインターネットドメイン名、IPアドレスその他本センターに関するウェブサイトの閲覧等に関する情報
- 3 本センター運営者は、参加医療機関から以下の情報を取得します。
  - 一 自機関の名称及び所在地
  - 二 自機関の担当者の氏名、電話番号及びメールアドレス
  - 三 自機関において検査証明を実施する渡航者等のアカウント情報、検査日及び検査場所
  - 四 自機関において検査を行った渡航者等に関する検査通知書又は検査証明に記載され た内容
  - 五 前各号に掲げるもののほか、自機関が本システムに入力する情報及びインターネットドメイン名、IPアドレスその他本センターに関するウェブサイトの閲覧等に関する情報

#### (利用目的)

- 第四条 前条の個人情報については、本センターの安全かつ円滑な運営のために、以下に 掲げる目的のためにのみ利用するものとします。
  - 一 本センターにおけるアカウントの登録及び本人確認を行うため
  - 二 渡航者等が自ら又は<del>代行業者</del>旅行業者等を通じて、参加医療機関と検査証明に係る 実施契約(以下、「検査証明実施契約」という。)を締結することに対する支援を行う ため
  - 三 本センターによるサービスの提供、維持、保護、検証及び改善並びに利用状況等の 分析及び発信を行うため
  - 四 本センターに関する各種通知、連絡、案内及びお問合せ等への対応並びに本センタ ーの利用に関する情報の提供を行うため
  - 五 利用規約又は法令に違反する行為に対処するため
  - 六 前各号に掲げるものに付随する行為を行うため

#### (利用及び提供の制限)

- 第五条 本センター運営者は、渡航者等が検査証明実施契約の締結に当たり本センターに 提供する個人情報及び代行業者旅行業者等が渡航者等から委託を受けて本センターを利 用した事務手続を代行するに当たり本センターに提供する当該渡航者等の個人情報を、 当該契約の相手方となる参加医療機関に提供します。
- 2 本センター運営者は、前項に定める場合又は個人情報保護法その他の法令に基づく場合 <u>スは訴訟等の手続きにおいて主張若しくは立証の必要が生じた場合</u>を除き、取得した 個人情報を前条に定める利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供し ません。ただし、統計的に処理された情報については、公表することがあります。
- 3 本センター運営者が保有する個人情報の全部又は一部の取扱いを第三者に委託する場合には、委託先の選定に配慮するとともに、適正な管理を行うよう、必要な監督等に努

めます。当該委託先が第三者に個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合であっても同様です。

#### (安全確保措置等)

- 第六条 本センター運営者は、取得した個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 2 本センター運営者は、必要な期間を超えて、取得した個人情報を本システムに保存しません。
- 3 本センター運営者は、個人情報を提供した本人からの開示、訂正、削除、利用停止等 の請求に対し、個人情報保護法その他の法令に基づき適切に対処します。

#### (本ポリシーの改訂及びその方法)

第七条 本センター運営者は、本ポリシーを改訂することがあります。改訂する場合は、 別途定める利用規約所定の方法でお知らせします。

#### (プライバシーに関するお問い合わせ先)

第八条 本システムの利用における個人情報の取扱いに関するご質問等については、本センターに関するウェブサイト内に掲載するお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

制定:令和2年10月1日

改訂・適用:令和2年11月25日 改定・適用:令和2年12月○○日

## 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約 (ビジネス渡航者等向け)

令和2年10月1日制定 (令和2年12月●日一部改正) 経済産業省 厚生労働省

(目的)

第一条 本利用規約は、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(以下、「本センター」という。)の利用に関して、ビジネス渡航者等(事業目的で海外へ渡航(出張・赴任等)する者又はそれに準ずる者をいう。以下同じ。)及び代行業者(旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等から委託を受けて、本センターを利用した事務手続(法律行為を除く手続をいう。以下同じ。)を代行する者をいう。以下同じ。)に適用される利用条件その他の事項を定めることを目的とします。

#### (本利用規約の適用範囲)

- 第二条 本利用規約は、本センター運営者が運営する本センターの利用に対して適用されます。
- 2 本センター運営者が別途求める同意事項や別途公表する諸注意等(以下、「諸注意等」 という。)が存在する場合、当該諸注意等は本利用規約の一部を構成するものとします。

#### (本利用規約への同意)

- 第三条 <u>ビジネス</u>渡航者等<del>及び代行業者</del>は、本利用規約の定めに従って、本センターを利用しなければならず、本利用規約に同意しない限り、本センターを利用できません。
- 2 <u>ビジネス</u>渡航者等及び代行業者は、本センターの利用を開始した場合には、本利用規 約及び別途定める本センターの利用に関するプライバシーポリシー(以下、「本プライバ シーポリシー」という。)に同意したものとみなされます。

#### (本センターのサービスの範囲)

第四条 本センター運営者は、渡航者等 (事業目的で海外へ渡航する者のほか、その他の目的で海外へ渡航する者又はそれらに準ずる者をいう。以下同じ。) が、渡航先国の求める要件を満たす検査 (新型コロナウイルス感染症に関する核酸増幅検査、抗原検査その他新型コロナウイルス感染症の感染に係る検査をいう。以下同じ。) を受診した上で検査証明(検査による証明をいう。以下同じ。)を円滑に取得するため又は渡航者等が帰国後に日本政府の定めるところに従い検査を受診するため、自ら又は旅行業者等代行業者を通じて、参加医療機関(「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」(令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定)により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。)

- との契約(以下、「検査証明実施契約」という。)を締結することに対する支援を行い、 また、これらに付随するサービスを提供します。
- 2 前項に定める検査証明実施契約の締結及びその履行について、渡航者等、<u>旅行業者等</u> 代行業者 又は参加医療機関が行う判断<u>並びに及び</u>渡航者等<del>又は、旅行業者等代行業者と</del> 及び参加医療機関<del>と</del>の間におけるトラブル等について、本センター運営者(その運営を 委託された外部事業者を含む。)は一切の責任を負わないものとします。
- 3 本センター運営者は、一項に定める検査証明実施契約の締結の円滑化に当たり、第六条に遵守事項及び禁止事項、第七条に利用停止措置を定めることにより、渡航者等、<u>旅行業者等代行業者</u>及び参加医療機関の行為等における透明性及び公正性の向上に努めるものとします。

#### (アカウントの取得手続き等)

- 第五条 <u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>は、本センターの利用に当たり、経済産業省が提供するGビズIDサービスにおいて、アカウントを取得することとします。ただし、GビズIDサービスを利用することができない者はこの限りではありません。
- 2 <u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>は、GビズIDサービスにおけるアカウントの取得その他同サービスの利用において、同サービスの利用規約及びプライバシーポリシーに同意した上でこれを行うものとします。

#### (遵守事項及び禁止事項)

- 第六条 <u>ビジネス</u>渡航者等<del>及び代行業者</del>は、本センターの利用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。
  - 一 アカウントの取得に当たって、本センター運営者に必要な情報を適切に提供すること
  - 二 アカウントを適切に管理し、前号において提供した情報に変更が生じた場合には速や かに当該情報の更新を行うこと
  - 三 渡航先国が求める要件に合致した検査手法等及び参加医療機関が提示する検査証明 に係る条件を確認して、検査証明実施契約を締結すること
  - 四 検査証明実施契約に関する本センター運営者又は参加医療機関からの照会又は依頼 に速やかに対応すること
  - 五 渡航の中止又は延期の場合等において、速やかに検査証明実施契約を取り消すこと又 は検査証明実施契約の内容を変更すること
  - 六 その他参加医療機関と検査証明実施契約を締結するに当たり必要な事項について適切に対応すること
- 2 <u>ビジネス</u>渡航者等及び代行業者は、本センターの利用に当たり、次の各号のいずれかに 該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはなりません。
  - アカウントの取得に当たって、虚偽の情報を登録する行為
  - 二 自らのアカウントを第三者に有償又は無償で提供する行為
  - 三 渡航を偽って又は渡航の可能性が低いにもかかわらず検査証明実施契約を締結する

行為

- 四 虚偽の目的で、又は一の渡航に対して複数の検査証明実施契約を締結する行為
- 五 検査証明実施契約に関する権利義務を第三者に有償又は無償で提供する行為
- 六一代行業者が渡航者等の委託を受けずに検査証明実施契約を締結する行為。
- 六七 本利用規約又は法令に反する行為若しくは公序良俗に反する行為

#### (利用停止措置)

- 第七条 本センター運営者は、<u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>が前条第二項各号に定める 禁止行為を行ったと認める場合は、当該<u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>にあらかじめ通 知することなく、自らの判断により、本センターの利用を二週間の間停止することがで きるものとします。ただし、当該<u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>が過去一年間に本セン ターの利用を停止されていた場合、停止の期間は三ヶ月とします。
- 2 本センター運営者は、前項に定める停止措置を行った場合に、必要に応じて停止の理由等を公表することがあります。

#### (利用可能時間及び利用の制限)

- 第八条 本センターの利用可能時間は、原則として 24 時間 365 日とします。ただし、本センター運営者の管理状況等により、本センターの一部の機能が使用できない可能性があります。
- 2 本センター運営者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、渡航者等 <del>又は代行業者</del>に対し、事前に通知した上で、本センターの利用を制限することができる ものとします。ただし、緊急を要する場合は、事前に通知することなく本センターの利 用を制限することができるものとします。
  - 一 本センターの運用機器等のメンテナンスが予定される場合
  - 二 電気通信事業者の役務が提供されない場合
  - 三 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本センターの運用に係る重大な障害 が発生した場合
  - 四 その他、本センター運営者において、本センターの利用の休止が必要と判断した場合
- 3 本センター運営者は、供給量が限定的である検査手法について、必要に応じて、渡航者 等による検査証明実施契約を制限することができるものとします。その詳細については、 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会において審議し、決定するものと します。

#### (知的財産権)

第九条 本センター運営者が利用者に対して提供する一切のプログラムその他の著作物 (本利用規約、利用者向けのマニュアル等を含む。)に関する著作権及びそれに含まれる ノウハウ等の知的財産権は、全て本センター運営者に帰属します。

- 2 <u>ビジネス</u>渡航者等<del>及び代行業者</del>は、本センター運営者が本センターの利用に関連して <u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>に提供する一切のプログラムその他の著作物について、 次の各号に掲げるとおり取り扱うものとします。
  - 一 本利用規約に従って本センターを利用するためにのみ使用すること
  - 二 複製、改変、編集、頒布、リバースエンジニアリング等、知的財産権を侵害する行為 を行わないこと
  - 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与し、譲渡し、又は担保の設定をしないこ と
  - 四 本センター運営者が表示した著作権表示又は商標表示を削除し、又は変更しないこと

#### (個人情報の取扱い)

- 第十条 本センター運営者は、本センターの利用により<u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>から取得した個人情報等について、本プライバシーポリシーに従い、これを取り扱うものとします。
- 2 本センター運営者は、個人情報保護法その他の法令に基づく場合又は訴訟等の手続きに おいて主張若しくは立証の必要が生じた場合を除き、取得した個人情報等を本プライバシ ーポリシーに定める利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。 ただし、統計的に処理された情報については、公表することがあります。法令に基づき行 われる裁判所若しくは行政庁の命令その他本センター運営者が情報を開示すべき法令上 の義務を負う場合又は訴訟等の手続において主張若しくは立証の必要が生じた場合には、 渡航者等の個人情報その他本センター運営者が本センターを運営するに当たり取り扱う 情報を開示する場合があります。利用者は、あらかじめこれを承諾するものとします。

#### (免責事項)

- 第十一条 本センター運営者(その運営を委託された外部事業者を含む。以下本条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する事項における損害について、本センター運営者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
  - 一 渡航先国の求める要件その他の本センター運営者が提供する情報に関するもの
  - 二 本センター運営者が提供するウェブサイトその他のシステムに関するもの
  - 三 医療上の事情、国又は自治体の要請その他やむを得ない事情に基づく検査証明実施 契約の内容の変更又は取消しに関するもの
- 2 本センター運営者は、第四条に定める本センターのサービスの範囲外の事項又は本センター運営者の責めに帰すべき事由に該当しない事項(次の各号のいずれかに該当する場合を含む。)により<u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>が被った損害等については、一切の責任を負わないものとします。
  - 一 <u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>が本センター運営者に提供した情報につき、内容の変 更又は取消しがあったにもかかわらず、その内容を速やかに届け出なかった場合
  - 二 参加医療機関がビジネス渡航者等の検査証明の結果を漏洩した場合

- 三 地震、噴火、津波、台風等天災地変又は火災、停電、公共サービス機関の停止等の不可抗力により本センター運営者が管理するハードウェアその他の設備に障害が生じた場合
- 四 <u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>が使用するソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題が発生し、又は<u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>により誤操作等が行われた場合
- 五 ビジネス渡航者等又は代行業者が、本利用規約に違反した場合
- 六 その他、第四条に定める本センターが提供するサービスの範囲外の事象により<u>ビジネ</u> <u>ス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>が受けた損害又は本センター運営者の責めに帰すべき事由が ない損害が生じた場合若しくは不可抗力により損害が生じた場合
- 3 本センター運営者に責任があると解釈された場合でも、本センター運営者に故意又は 重過失がある場合を除き、賠償の範囲は、通常生ずべき損害に限るものであって、<u>ビジ</u> ネス渡航者等当たり二万五千円を上限とするものとします。

#### (代行業者)

- 第十二条 代行業者は、以下のいずれかの資格に基づき渡航者等から本センターの利用に 関する事務手続の一部又は全部を委託された者とします。
  - 一 第1種、第2種、第3種又は地域限定旅行業者として本センターの利用時に有効な 登録を受けている者
  - 二 前号の旅行業者から委託を受けた旅行業者代理業者
  - 2 代行業者は、渡航者等から本センターの利用に関する委託を受けたときは、本センターの利用に先立ち、当該渡航者等から、本利用規約、本プライバシーポリシーその他渡航者等の個人情報の取扱いに関して必要な同意を得るものとします。
  - 3 渡航者等と代行業者との間におけるトラブル等について、本センター運営者(その 運営を委託された外部事業者を含む。以下本項において同じ。)は一切の責任を負 わないものとします。代行業者は、当該トラブル等を自らの責任及び費用で解決 し、かつ、当該トラブル等により本センター運営者が被る一切の損害等を賠償する ものとします。

#### (本利用規約の変更)

- 2 本センター運営者は、前項の変更を行う場合には、所定のウェブサイトにおける公表 又は<u>ビジネス</u>渡航者等<del>及び代行業者</del>への通知を行うこととし、変更後の利用規約はこの いずれか早い時をもって効力が生じるものとします。
- 3 変更後の利用規約の掲載後に、<u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>が本センターを実際に利用した場合には、当該利用の時点で、<u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>は変更後の利用規約に同意したものとみなされます。

#### (準拠法及び合意管轄)

- 第十<u>三</u>四条 本利用規約及び本センターの利用に関連するすべての事項の準拠法は、日本 法とします。
- 2 本センターの利用に起因又は関連して本センター運営者と<u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>との間に生じたすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3 本利用規約に定めのない事項、又は本利用規約の解釈について疑義が生じた場合は、 本センター運営者と<u>ビジネス</u>渡航者等<del>又は代行業者</del>は、誠実に協議し、解決するものと します。

附則 本利用規約は令和2年10月1日より効力を有するものとします。

附則 本利用規約は令和2年11月2日から適用するものとします。 (令和2年10月30日一部改正)

附則 本利用規約は令和2年11月25日から適用するものとします。 (令和2年11月25日一部改正)

<u>附則 本利用規約は令和2年12月○○日から適用するものとします。</u> (令和2年12月○○日一部改正)

## 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約 (一般渡航者等向け)

令和2年12月●日制定 経済産業省 厚生労働省

(目的)

第一条 本利用規約は、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(以下、「本センター」という。)の利用に関して、一般渡航者等(事業目的以外の目的で海外へ渡航(留学・観光等)する者又はそれに準ずる者をいう。以下同じ。)に適用される利用条件その他の事項を定めることを目的とします。

#### (本利用規約の適用範囲)

- 第二条 本利用規約は、本センター運営者が運営する本センターの利用に対して適用されます。
- 2 本センター運営者が別途求める同意事項や別途公表する諸注意等(以下、「諸注意等」 という。)が存在する場合、当該諸注意等は本利用規約の一部を構成するものとします。

#### (本利用規約への同意)

- 第三条 一般渡航者等は、本利用規約の定めに従って、本センターを利用しなければならず、本利用規約に同意しない限り、本センターを利用できません。
- 2 一般渡航者等は、本センターの利用を開始した場合には、本利用規約及び別途定める 本センターの利用に関するプライバシーポリシー(以下、「本プライバシーポリシー」と いう。)に同意したものとみなされます。

#### (本センターのサービスの範囲)

第四条 本センター運営者は、渡航者等(一般渡航者等又は事業目的で海外へ渡航(出張・赴任等)する者若しくはそれに準ずる者をいう。以下同じ。)が、渡航先国の求める要件を満たす検査(新型コロナウイルス感染症に関する核酸増幅検査、抗原検査その他新型コロナウイルス感染症の感染に係る検査をいう。以下同じ。)を受診した上で検査証明(検査による証明をいう。以下同じ。)を円滑に取得するため、又は渡航者等が帰国後に日本政府の定めるところに従い検査を受診するため、自ら又は旅行業者等(旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等から委託を受けて、本センターを利用した事務手続(法律行為を除く手続をいう。以下同じ。)を代行する者をいう。以下同じ。)参加医療機関(「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」(令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定)により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。)と

- の契約(以下、「検査証明実施契約」という。)を締結することに対する支援を行い、また、これらに付随するサービスを提供します。
- 2 前項に定める検査証明実施契約の締結及びその履行について、渡航者等、旅行業者等 又は参加医療機関が行う判断、並びに渡航者等、旅行業者等及び参加医療機関の間にお けるトラブル等について、本センター運営者(その運営を委託された外部事業者を含 む。)は一切の責任を負わないものとします。
- 3 本センター運営者は、一項に定める検査証明実施契約の締結の円滑化に当たり、第六条に遵守事項及び禁止事項、第七条に利用停止措置を定めることにより、渡航者等及び参加医療機関の行為等における透明性及び公正性の向上に努めるものとします。

#### (アカウントの取得手続き等)

- 第五条 一般渡航者等は、本センターの利用に当たり、本センター運営者が提供するアカウントを取得することとします。
- 2 一般渡航者等は、アカウントの取得において、本利用規約及び本プライバシーポリシーに同意した上でこれを行うものとします。

#### (遵守事項及び禁止事項)

- 第六条 一般渡航者等は、本センターの利用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。
  - アカウントの取得に当たって、本センター運営者に必要な情報を適切に提供すること
  - 二 アカウントを適切に管理し、前号において提供した情報に変更が生じた場合には速や かに当該情報の更新を行うこと
  - 三 渡航先国が求める要件に合致した検査手法等及び参加医療機関が提示する検査証明 に係る条件を確認して、検査証明実施契約を締結すること
  - 四 検査証明実施契約に関する本センター運営者又は参加医療機関からの照会又は依頼に速やかに対応すること
  - 五 渡航の中止又は延期の場合等において、速やかに検査証明実施契約を取り消すこと又は検査証明実施契約の内容を変更すること
  - 六 その他参加医療機関と検査証明実施契約を締結するに当たり必要な事項について適 切に対応すること
- 2 一般渡航者等は、本センターの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当する行為又は 該当するおそれのある行為を行ってはなりません。
  - 一 アカウントの取得に当たって、虚偽の情報を登録する行為
  - 二 自らのアカウントを第三者に有償又は無償で提供する行為
  - 三 渡航を偽って又は渡航の可能性が低いにもかかわらず検査証明実施契約を締結する 行為
  - 四 虚偽の目的で、又は一の渡航に対して複数の検査証明実施契約を締結する行為
  - 五 検査証明実施契約に関する権利義務を第三者に有償又は無償で提供する行為

六 本利用規約又は法令に反する行為若しくは公序良俗に反する行為

#### (利用停止措置)

- 第七条 本センター運営者は、一般渡航者等が前条第二項各号に定める禁止行為を行った と認める場合は、当該一般渡航者等又は代行業者にあらかじめ通知することなく、自ら の判断により、本センターの利用を二週間の間停止することができるものとします。た だし、当該一般渡航者等が過去一年間に本センターの利用を停止されていた場合、停止 の期間は三ヶ月とします。
- 2 本センター運営者は、前項に定める停止措置を行った場合に、必要に応じて停止の理由等を公表することがあります。

#### (利用可能時間及び利用の制限)

- 第八条 本センターの利用可能時間は、原則として 24 時間 365 日とします。ただし、本センター運営者の管理状況等により、本センターの一部の機能が使用できない可能性があります。
- 2 本センター運営者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、渡航者等に対し、事前に通知した上で、本センターの利用を制限することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、事前に通知することなく本センターの利用を制限することができるものとします。
  - 一 本センターの運用機器等のメンテナンスが予定される場合
  - 二 電気通信事業者の役務が提供されない場合
  - 三 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本センターの運用に係る重大な障害 が発生した場合
- 四 その他、本センター運営者において、本センターの利用の休止が必要と判断した場合
- 3 本センター運営者は、供給量が限定的である検査手法について、必要に応じて、渡航者 等による検査証明実施契約を制限することができるものとします。その詳細については、 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会において審議し、決定するものと します。

#### (知的財産権)

- 第九条 本センター運営者が利用者に対して提供する一切のプログラムその他の著作物 (本利用規約、利用者向けのマニュアル等を含む。)に関する著作権及びそれに含まれる ノウハウ等の知的財産権は、全て本センター運営者に帰属します。
- 2 一般渡航者等は、本センター運営者が本センターの利用に関連して渡航者等に提供する一切のプログラムその他の著作物について、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとします。
  - 一 本利用規約に従って本センターを利用するためにのみ使用すること
  - 二 複製、改変、編集、頒布、リバースエンジニアリング等、知的財産権を侵害する行為

#### を行わないこと

- 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与し、譲渡し、又は担保の設定をしないこと
- 四 本センター運営者が表示した著作権表示又は商標表示を削除し、又は変更しないこと

#### (個人情報の取扱い)

- 第十条 本センター運営者は、本センターの利用により一般渡航者等から取得した個人情報等について、本プライバシーポリシーに従い、これを取り扱うものとします。
- 2 本センター運営者は、個人情報保護法その他の法令に基づく場合又は訴訟等の手続きに おいて主張若しくは立証の必要が生じた場合を除き、取得した個人情報等を本プライバシ ーポリシーに定める利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。 ただし、統計的に処理された情報については、公表することがあります。

#### (免責事項)

- 第十一条 本センター運営者(その運営を委託された外部事業者を含む。以下本条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する事項における損害について、本センター運営者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
  - 一 渡航先国の求める要件その他の本センター運営者が提供する情報に関するもの
  - 二 本センター運営者が提供するウェブサイトその他のシステムに関するもの
  - 三 医療上の事情、国又は自治体の要請その他やむを得ない事情に基づく検査証明実施 契約の内容の変更又は取消しに関するもの
- 2 本センター運営者は、第四条に定める本センターのサービスの範囲外の事項又は本センター運営者の責めに帰すべき事由に該当しない事項(次の各号のいずれかに該当する場合を含む。)により一般渡航者等が被った損害等については、一切の責任を負わないものとします。
  - 一一般渡航者等が本センター運営者に提供した情報につき、内容の変更又は取消しがあったにもかかわらず、その内容を速やかに届け出なかった場合
  - 二 参加医療機関が一般渡航者等の検査証明の結果を漏洩した場合
  - 三 地震、噴火、津波、台風等天災地変又は火災、停電、公共サービス機関の停止等の不可抗力により本センター運営者が管理するハードウェアその他の設備に障害が生じた場合
  - 四 一般渡航者等が使用するソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等に瑕疵、障害 その他の問題が発生し、又は一般渡航者等により誤操作等が行われた場合
  - 五 一般渡航者等が、本利用規約に違反した場合
  - 六 その他、第四条に定める本センターが提供するサービスの範囲外の事象により一般渡 航者等が受けた損害又は本センター運営者の責めに帰すべき事由がない損害が生じた 場合若しくは不可抗力により損害が生じた場合

3 本センター運営者に責任があると解釈された場合でも、本センター運営者に故意又は 重過失がある場合を除き、賠償の範囲は、通常生ずべき損害に限るものであって、一般 渡航者等当たり二万五千円を上限とするものとします。

#### (退会)

- 第十二条 一般渡航者等は、本センター運営者が定める方法により、本センター運営者から提供を受けたアカウントの登録を抹消することができます。
- 2 前項に定めにより登録を抹消した一般渡航者等の個人情報の取扱いについては、第十 条の規定に従うものとします。

#### (本利用規約の変更)

- 第十三条 本センター運営者は、その判断により、あらかじめ一般渡航者等の同意を得る ことなく、本利用規約を変更することができるものとします。
- 2 本センター運営者は、前項の変更を行う場合には、所定のウェブサイトにおける公表 又は一般渡航者等への通知を行うこととし、変更後の利用規約はこのいずれか早い時を もって効力が生じるものとします。
- 3 変更後の利用規約の掲載後に、一般渡航者等が本センターを実際に利用した場合に は、当該利用の時点で、一般渡航者等は変更後の利用規約に同意したものとみなされま す。

#### (準拠法及び合意管轄)

- 第十四条 本利用規約及び本センターの利用に関連するすべての事項の準拠法は、日本法 とします。
- 2 本センターの利用に起因又は関連して本センター運営者と一般渡航者等との間に生じたすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3 本利用規約に定めのない事項、又は本利用規約の解釈について疑義が生じた場合は、 本センター運営者と一般渡航者等は、誠実に協議し、解決するものとします。

附則 本利用規約は令和2年12月●日より効力を有するものとします。

## 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約 (旅行業者等渡航者等向け)

令和2年12月●日制定 経済産業省 厚生労働省

(目的)

第一条 本利用規約は、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(以下、「本センター」という。)の利用に関して、渡航者等(事業目的で海外へ渡航(出張・赴任等)する者又はそれに準ずる者をいう。以下同じ。)及び代行業者旅行業者等</u>(旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等<u>(事業目的で海外へ渡航する者のほか、その他の目的で海外へ渡航する者又はそれらに準ずる者をいう。)</u>から委託を受けて、本センターを利用した事務手続(法律行為を除く手続をいう。以下同じ。)を代行する者をいう。以下同じ。)に適用される利用条件その他の事項を定めることを目的とします。

#### (本利用規約の適用範囲)

- 第二条 本利用規約は、本センター運営者が運営する本センターの利用に対して適用されます。
- 2 本センター運営者が別途求める同意事項や別途公表する諸注意等(以下、「諸注意等」 という。)が存在する場合、当該諸注意等は本利用規約の一部を構成するものとします。

#### (本利用規約への同意)

- 第三条 <u>渡航者等及び代行業者旅行業者等</u>は、本利用規約の定めに従って、本センターを 利用しなければならず、本利用規約に同意しない限り、本センターを利用できません。
- 2 <u>渡航者等及び代行業者旅行業者等</u>は、本センターの利用を開始した場合には、本利用 規約及び別途定める本センターの利用に関するプライバシーポリシー(以下、「本プライ バシーポリシー」という。)に同意したものとみなされます。

#### (本センターのサービスの範囲)

第四条 本センター運営者は、渡航者等が、渡航先国の求める要件を満たす検査(新型コロナウイルス感染症に関する核酸増幅検査、抗原検査その他新型コロナウイルス感染症の感染に係る検査をいう。以下同じ。)を受診した上で検査証明(検査による証明をいう。以下同じ。)を円滑に取得するため又は渡航者等が帰国後に日本政府の定めるところに従い検査を受診するため、自ら又は代行業者旅行業者等を通じて、参加医療機関(「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」(令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定)により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。)との契約(以下、「検査証

明実施契約」という。)を締結することに対する支援を行い、また、これらに付随するサービスを提供します。

- 2 前項に定める検査証明実施契約の締結及びその履行について、渡航者等、代行業者旅行業者等 行業者等 又は参加医療機関が行う判断並びに及び渡航者等 びと参加医療機関との間におけるトラブル等について、本センター運営者(その運営を 委託された外部事業者を含む。)は一切の責任を負わないものとします。
- 3 本センター運営者は、一項に定める検査証明実施契約の締結の円滑化に当たり、第六条に遵守事項及び禁止事項、第七条に利用停止措置を定めることにより、渡航者等、代 行業者旅行業者等及び参加医療機関の行為等における透明性及び公正性の向上に努めるものとします。

#### (旅行業者等)

- 第五条 旅行業者等は、以下のいずれかの資格に基づき渡航者等から本センターの利用に 関する事務手続の一部又は全部を委託された者とします。
- 一 第1種、第2種、第3種又は地域限定旅行業者として本センターの利用時に有効な登録を受けている者
- 二 前号の旅行業者から委託を受けた旅行業者代理業者
- 2 旅行業者等は、渡航者等から本センターの利用に関する委託を受けたときは、本センターの利用に先立ち、当該渡航者等から、本利用規約、本プライバシーポリシーその他渡航者等の個人情報の取扱いに関して必要な同意を得るものとします。
- 3 渡航者等と旅行業者等との間におけるトラブル等について、本センター運営者(その 運営を委託された外部事業者を含む。以下本項において同じ。)は一切の責任を負わない ものとします。旅行業者等は、当該トラブル等を自らの責任及び費用で解決し、かつ、 当該トラブル等により本センター運営者が被る一切の損害等を賠償するものとします。

#### (アカウントの取得手続き等)

- 第<u>六</u>五条 <u>渡航者等又は代行業者旅行業者等</u>は、本センターの利用に当たり、経済産業省が提供するGビズIDサービスにおいて、アカウントを取得することとします。ただし、GビズIDサービスを利用することができない者はこの限りではありません。
- 2 <u>渡航者等又は代行業者旅行業者等</u>は、GビズIDサービスにおけるアカウントの取得 その他同サービスの利用において、同サービスの利用規約及びプライバシーポリシーに 同意した上でこれを行うものとします。

#### (遵守事項及び禁止事項)

- 第<u>七六条</u> 渡<u>航者等及び代行業者旅行業者等</u>は、本センターの利用に当たり、次の各号に 掲げる事項を遵守するものとします。
  - アカウントの取得に当たって、本センター運営者に必要な情報を適切に提供すること
  - 二 アカウントを適切に管理し、前号において提供した情報に変更が生じた場合には速や

かに当該情報の更新を行うこと

- 三 渡航先国が求める要件に合致した検査手法等及び参加医療機関が提示する検査証明 に係る条件を確認して、検査証明実施契約<u>の</u>を締結<u>に伴う事務手続の代行を適切に実施</u> すること
- 四 検査証明実施契約に関する本センター運営者又は参加医療機関からの照会又は依頼に速やかに対応すること
- 五 渡航の中止又は延期の場合等において、速やかに検査証明実施契約を取り消すこと又 は検査証明実施契約の内容を変更すること
- 六 その他参加医療機関と検査証明実施契約<u>の</u>を締結<u>に伴う事務手続を代行</u>するに当たり必要な事項について適切に対応すること
- 2 <u>渡航者等及び代行業者旅行業者等</u>は、本センターの利用に当たり、次の各号のいずれか に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはなりません。
  - アカウントの取得に当たって、虚偽の情報を登録する行為
  - 二 自らのアカウントを第三者に有償又は無償で提供する行為
  - 三 <u>渡航者等による</u>渡航を偽って又は渡航の可能性が低いにもかかわらず検査証明実施 契約の締結に係る事務手続を代行する行為
  - 四 虚偽の目的で、又は一の渡航に対して複数の検査証明実施契約<u>の</u>を締結<u>に伴う事務手</u> 続を代行する行為
  - 五 検査証明実施契約に関する権利義務を第三者に有償又は無償で提供する行為
  - 五六 代行業者旅行業者等が渡航者等の委託を受けずに検査証明実施契約を締結する行 為。
  - 六七 本利用規約又は法令に反する行為若しくは公序良俗に反する行為

#### (利用停止措置)

- 第八七条 本センター運営者は、渡航者等又は代行業者旅行業者等が前条第二項各号に定める禁止行為を行ったと認める場合は、当該渡航者等又は代行業者旅行業者等にあらかじめ通知することなく、自らの判断により、本センターの利用を二週間の間停止することができるものとします。ただし、当該渡航者等又は代行業者旅行業者等が過去一年間に本センターの利用を停止されていた場合、停止の期間は三ヶ月とします。
- 2 本センター運営者は、前項に定める停止措置を行った場合に、必要に応じて停止の理 由等を公表することがあります。

#### (利用可能時間及び利用の制限)

- 第<u>九</u>八条 本センターの利用可能時間は、原則として 24 時間 365 日とします。ただし、本センター運営者の管理状況等により、本センターの一部の機能が使用できない可能性があります。
- 2 本センター運営者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、渡航者等 又は代行業者旅行業者等に対し、事前に通知した上で、本センターの利用を制限するこ

とができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、事前に通知することなく本センターの利用を制限することができるものとします。

- 本センターの運用機器等のメンテナンスが予定される場合
- 二 電気通信事業者の役務が提供されない場合
- 三 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本センターの運用に係る重大な障害 が発生した場合
- 四 その他、本センター運営者において、本センターの利用の休止が必要と判断した場合 3 本センター運営者は、供給量が限定的である検査手法について、必要に応じて、渡航者 等による検査証明実施契約を制限することができるものとします。その詳細については、 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会において審議し、決定するものと します。

#### (知的財産権)

- 第十九条 本センター運営者が利用者に対して提供する一切のプログラムその他の著作物 (本利用規約、利用者向けのマニュアル等を含む。)に関する著作権及びそれに含まれる ノウハウ等の知的財産権は、全て本センター運営者に帰属します。
- 2 <u>渡航者等及び代行業者旅行業者等</u>は、本センター運営者が本センターの利用に関連して<u>渡航者等又は代行業者旅行業者等</u>に提供する一切のプログラムその他の著作物について、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとします。
  - 一 本利用規約に従って本センターを利用するためにのみ使用すること
  - 二 複製、改変、編集、頒布、リバースエンジニアリング等、知的財産権を侵害する行為 を行わないこと
  - 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与し、譲渡し、又は担保の設定をしないこと
  - 四 本センター運営者が表示した著作権表示又は商標表示を削除し、又は変更しないこと

#### (個人情報の取扱い)

- 第十一条 本センター運営者は、本センターの利用により<u>渡航者等又は代行業者旅行業者</u> 等から取得した個人情報等について、本プライバシーポリシーに従い、これを取り扱う ものとします。
- 2 本センター運営者は、個人情報保護法その他の法令に基づく場合又は訴訟等の手続きに おいて主張若しくは立証の必要が生じた場合を除き、取得した個人情報等を本プライバシ ーポリシーに定める利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。 ただし、統計的に処理された情報については、公表することがあります。法令に基づき行 われる裁判所若しくは行政庁の命令その他本センター運営者が情報を開示すべき法令上 の義務を負う場合又は訴訟等の手続において主張若しくは立証の必要が生じた場合には、 渡航者等の個人情報その他本センター運営者が本センターを運営するに当たり取り扱う 情報を開示する場合があります。利用者は、あらかじめこれを承諾するものとします。

#### (免責事項)

- 第十<u>一</u>条 本センター運営者(その運営を委託された外部事業者を含む。以下本条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する事項における損害について、本センター運営者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
  - 一 渡航先国の求める要件その他の本センター運営者が提供する情報に関するもの
  - 二 本センター運営者が提供するウェブサイトその他のシステムに関するもの
  - 三 医療上の事情、国又は自治体の要請その他やむを得ない事情に基づく検査証明実施 契約の内容の変更又は取消しに関するもの
- 2 本センター運営者は、第四条に定める本センターのサービスの範囲外の事項又は本センター運営者の責めに帰すべき事由に該当しない事項(次の各号のいずれかに該当する場合を含む。)により<del>渡航者等又は代行業者旅行業者等</del>が被った損害等については、一切の責任を負わないものとします。
  - 一 <del>渡航者等又は代行業者<u>旅行業者等</u>が本センター運営者に提供した情報につき、内容の変更又は取消しがあったにもかかわらず、その内容を速やかに届け出なかった場合</del>
  - 二 参加医療機関が渡航者等の検査証明の結果を漏洩した場合
  - 三 地震、噴火、津波、台風等天災地変又は火災、停電、公共サービス機関の停止等の不可抗力により本センター運営者が管理するハードウェアその他の設備に障害が生じた場合
  - 四 <u>渡航者等又は代行業者旅行業者等</u>が使用するソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題が発生し、又は<u>渡航者等又は代行業者旅行業者等</u>により誤操作等が行われた場合
  - 五 渡航者等又は代行業者旅行業者等が、本利用規約に違反した場合
  - 六 その他、第四条に定める本センターが提供するサービスの範囲外の事象により<mark>渡航者等</mark> 等又は代行業者旅行業者等が受けた損害又は本センター運営者の責めに帰すべき事由がない損害が生じた場合若しくは不可抗力により損害が生じた場合
- 3 本センター運営者に責任があると解釈された場合でも、本センター運営者に故意又は 重過失がある場合を除き、賠償の範囲は、通常生ずべき損害に限るものであって、渡航 者等当たり二万五千円を上限とするものとします。

#### (代行業者)

- 第十二条 代行業者は、以下のいずれかの資格に基づき渡航者等から本センターの利用に 関する事務手続の一部又は全部を委託された者とします。
  - 一 第1種、第2種、第3種又は地域限定旅行業者として本センターの利用時に有効な 登録を受けている者
  - 二 前号の旅行業者から委託を受けた旅行業者代理業者

- 2 代行業者は、渡航者等から本センターの利用に関する委託を受けたときは、本センターの利用に先立ち、当該渡航者等から、本利用規約、本プライバシーポリシーその他 渡航者等の個人情報の取扱いに関して必要な同意を得るものとします。
- 3 渡航者等と代行業者との間におけるトラブル等について、本センター運営者(その運営を委託された外部事業者を含む。以下本項において同じ。)は一切の責任を負わないものとします。代行業者は、当該トラブル等を自らの責任及び費用で解決し、かつ、当該トラブル等により本センター運営者が被る一切の損害等を賠償するものとします。

#### (本利用規約の変更)

- 第十三条 本センター運営者は、その判断により、あらかじめ<mark>渡航者等又は代行業者旅行</mark> 業者等の同意を得ることなく、本利用規約を変更することができるものとします。
- 2 本センター運営者は、前項の変更を行う場合には、所定のウェブサイトにおける公表 又は<del>渡航者等及び代行業者<u>旅行業者等</u>への通知を行うこととし、変更後の利用規約はこのいずれか早い時をもって効力が生じるものとします。</del>
- 3 変更後の利用規約の掲載後に、<del>渡航者等又は代行業者<u>旅行業者等</u>が本センターを実際に利用した場合には、当該利用の時点で、<u>渡航者等又は代行業者旅行業者等</u>は変更後の利用規約に同意したものとみなされます。</del>

#### (準拠法及び合意管轄)

- 第十四条 本利用規約及び本センターの利用に関連するすべての事項の準拠法は、日本法とします。
- 2 本センターの利用に起因又は関連して本センター運営者と<mark>渡航者等又は代行業者旅行</mark> 業者等との間に生じたすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意 管轄裁判所とします。
- 3 本利用規約に定めのない事項、又は本利用規約の解釈について疑義が生じた場合は、 本センター運営者と<u>渡航者等又は代行業者旅行業者等</u>は、誠実に協議し、解決するもの とします。

附則 本利用規約は令和2年12月●日より効力を有するものとします。

## 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約 (参加医療機関向け)

令和2年10月1日制定 (令和2年12月●日一部改正) 経済産業省 厚生労働省

(目的)

第一条 本利用規約は、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(以下、「本センター」という。)の利用に関して、参加医療機関(「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」(令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定)により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。)に適用される利用条件その他の事項を定めることを目的とします。

#### (本利用規約の適用範囲)

- 第二条 本利用規約は、本センター運営者が運営する本センターの利用に対して適用されます。
- 2 本センター運営者が別途求める同意事項や別途公表する諸注意等(以下、「諸注意等」という。)が存在する場合、当該諸注意等は本利用規約の一部を構成するものとします。

#### (本利用規約への同意)

- 第三条 参加医療機関は、本利用規約の定めに従って、本センターを利用しなければならず、本利用規約に同意しない限り、本センターを利用できません。
- 2 参加医療機関は、本センターの利用を開始した場合には、本利用規約及び別途定める 本センターの利用に関するプライバシーポリシー(以下、「本プライバシーポリシー」と いう。)に同意したものとみなされます。

#### (本センターのサービスの範囲)

第四条 本センター運営者は、渡航者等(事業目的で海外へ渡航<del>(出張・赴任等)</del>する者のほか、その他の目的で海外へ渡航する者又はそれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、渡航先国の求める要件を満たす検査(新型コロナウイルス感染症に関する核酸増幅検査、抗原検査その他新型コロナウイルス感染症の感染に係る検査をいう。以下同じ。)を受診した上で検査証明(検査による証明をいう。以下同じ。)を円滑に取得するため又は渡航者等が帰国後に日本政府の定めるところに従い検査を受診するため、自ら又は代行業者旅行業者等(旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等から委託を受けて、本センターを利用した事務手続(法律行為を除く手続をいう。以下同じ。)を代行する者をいう。以下同じ。)を通じて、参加医療機関との契約(以下、「検査証明実施

契約」という。)を締結することに対する支援を行い、また、これらに付随するサービス を提供します。

- 2 前項に定める検査証明実施契約の締結及びその履行について、渡航者等、代行業者旅行業者等又は参加医療機関が行う判断並びに及び渡航者等又は代行業者、旅行業者等及びと参加医療機関との間におけるトラブル等について、本センター運営者(その運営を委託された外部事業者を含む。)は一切の責任を負わないものとします。
- 3 本センター運営者は、一項に定める検査証明実施契約の締結の円滑化に当たり、第六条に遵守事項及び禁止事項、第七条に利用停止措置を定めることにより、渡航者等、代 行業者旅行業者等及び参加医療機関の行為等における透明性及び公正性の向上に努めるものとします。

#### (アカウントの取得手続き等)

- 第五条 参加医療機関は、本センターの利用に当たり、経済産業省が提供するGビズID サービスにおいて、アカウントを取得することとします。
- 2 参加医療機関は、GビズIDサービスにおけるアカウントの取得その他同サービスの 利用において、同サービスの利用規約及びプライバシーポリシーに同意した上でこれを 行うものとします。

#### (遵守事項及び禁止事項)

- 第六条 参加医療機関は、本センターの利用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守する ものとします。
  - 一 アカウントを適切に管理すること
  - 二 検査証明の実施に係る料金その他の本センター運営者が求める情報(以下、単に「検査情報」という。)を本センター運営者に提供することによって、本センター運営者が 提供するウェブサイトに表示し、当該情報に変更が生じた場合には速やかに更新を行う こと
  - 三 本センター運営者が認める適切な検査証明方法に基づき、検査証明を実施すること
  - 四 渡航者等と締結した検査証明実施契約を取り消す、又は検査証明実施契約の内容を変更する必要が生じた場合に、当該渡航者等に対して適切に対応すること
  - 五 その他渡航者等と検査証明実施契約を締結するに当たり必要な事項について適切に 対応すること
- 2 参加医療機関は、本センターの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当する行為又は 該当するおそれのある行為を行ってはなりません。
  - 一 自らのアカウントを他の医療機関に有償又は無償で利用させる行為
  - 二 本センター運営者に対して、事実と異なる又は不正確である検査情報を提供する行為 又は検査情報を提供しない行為
  - 三 別表に定める検査証明方法等によって検査証明を実施する行為

四 本利用規約又は法令に反する行為若しくは公序良俗に反する行為

#### (利用停止措置)

- 第七条 本センター運営者は、参加医療機関が前条第二項各号に定める禁止行為を行った と認める場合は、当該参加医療機関にあらかじめ通知することなく、自らの判断によ り、本センターの利用を二週間の間停止することができるものとします。ただし、当該 参加医療機関が過去一年間に本センターの利用を停止されていた場合、停止の期間は三 ヶ月とします。
- 2 本センター運営者は、前項に定める停止措置を行った場合に、必要に応じて停止の理 由等を公表することがあります。

#### (利用可能時間及び利用の制限)

- 第八条 本センターの利用可能時間は、原則として 24 時間 365 日とします。ただし、本センター運営者の管理状況等により、本センターの一部の機能が使用できない可能性があります。
- 2 本センター運営者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、参加医療機関に対し、事前に通知した上で、本センターの利用を制限することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、事前に通知することなく本センターの利用を制限することができるものとします。
  - 一 本センターの運用機器等のメンテナンスが予定される場合
  - 二 電気通信事業者の役務が提供されない場合
  - 三 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本センターの運用に係る重大な障害 が発生した場合
- 四 その他、本センター運営者において、本センターの利用の休止が必要と判断した場合
- 3 本センター運営者は、供給量が限定的である検査手法について、必要に応じて、渡航者 等による検査証明実施契約を制限することができるものとします。その詳細については、 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会において審議し、決定するものと します。

#### (知的財産権)

- 第九条 本センター運営者が利用者に対して提供する一切のプログラムその他の著作物 (本利用規約、利用者向けのマニュアル等を含む。)に関する著作権及びそれに含まれる ノウハウ等の知的財産権は、全て本センター運営者に帰属します。
- 2 参加医療機関は、本センター運営者が本センターの利用に関連して参加医療機関に提供する一切のプログラムその他の著作物について、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとします。
  - 一 本利用規約に従って本センターを利用するためにのみ使用すること
  - 二 複製、改変、編集、頒布、リバースエンジニアリング等、知的財産権を侵害する行為

#### を行わないこと

- 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与し、譲渡し、又は担保の設定をしないこ と
- 四 本センター運営者が表示した著作権表示又は商標表示を削除し、又は変更しないこと

#### (個人情報の取扱い)

- 第十条 本センター運営者は、本センターの利用により参加医療機関から取得した個人情報等について、本プライバシーポリシーに従い、これを取り扱うものとします。
- 2 本センター運営者は、個人情報保護法その他の法令に基づく場合又は訴訟等の手続きに おいて主張若しくは立証の必要が生じた場合を除き、取得した個人情報等を本プライバシ ーポリシーに定める利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。 ただし、統計的に処理された情報については、公表することがあります。法令に基づき行 われる裁判所若しくは行政庁の命令その他本センター運営者が情報を開示すべき法令上 の義務を負う場合又は訴訟等の手続において主張若しくは立証の必要が生じた場合には、 参加医療機関の個人情報その他本センター運営者が本センターを運営するに当たり取り 扱う情報を開示する場合があります。利用者は、あらかじめこれを承諾するものとします。

#### (免責事項)

- 第十一条 本センター運営者(その運営を委託された外部事業者を含む。以下本条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する事項における損害について、本センター運営者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
  - 一 渡航先国の求める要件その他の本センター運営者が提供する情報に関するもの
  - 二 本センター運営者が提供するウェブサイトその他のシステムに関するもの
  - 三 医療上の事情、国又は自治体の要請その他やむを得ない事情に基づく検査証明実施 契約の内容の変更又は取消しに関するもの
- 2 本センター運営者は、第四条に定める本センターのサービスの範囲外の事項又は本センター運営者の責めに帰すべき事由に該当しない事項(次の各号のいずれかに該当する場合を含む。)により参加医療機関が被った損害等については、一切の責任を負わないものとします。
  - 一参加医療機関が本センター運営者に提供した情報につき、内容の変更又は取消しがあったにもかかわらず、その内容を速やかに届け出なかった場合
  - 二 渡航者等又は<mark>代行業者旅行業者等</mark>が参加医療機関の信用を損なう情報を流布した場 合
  - 三 地震、噴火、津波、台風等天災地変又は火災、停電、公共サービス機関の停止等の不可抗力により本センター運営者が管理するハードウェアその他の設備に障害が生じた場合
  - 四 参加医療機関が使用するソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等に瑕疵、障害 その他の問題が発生し、又は参加医療機関により誤操作等が行われた場合

- 五 参加医療機関が、本利用規約に違反した場合
- 六 その他、第四条に定める本センターが提供するサービスの範囲外の事象により参加医療機関が受けた損害又は本センター運営者の責めに帰すべき事由がない損害が生じた場合 場合若しくは不可抗力により損害が生じた場合
- 3 本センター運営者に責任があると解釈された場合でも、賠償の範囲は、通常生ずべき 損害に限るものであって、参加医療機関当たり二万五千円を上限とするものとします。

#### (本利用規約の変更)

- 第十二条 本センター運営者は、その判断により、あらかじめ参加医療機関の同意を得る ことなく、本利用規約を変更することができるものとします。
- 2 本センター運営者は、前項の変更を行う場合には、所定のウェブサイトにおける公表 及び参加医療機関への通知を行うこととし、変更後の利用規約はこのいずれか早い時を もって効力が生じるものとします。
- 3 変更後の利用規約の掲載後に、参加医療機関が本センターを実際に利用した場合には、当該利用の時点で、参加医療機関は変更後の利用規約に同意したものとみなされます。

#### (準拠法及び合意管轄)

- 第十三条 本利用規約及び本センターの利用に関連するすべての事項の準拠法は、日本法とします。
- 2 本センターの利用に起因又は関連して本センター運営者と参加医療機関との間に生じたすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3 本利用規約に定めのない事項、又は本利用規約の解釈について疑義が生じた場合は、 本センター運営者と参加医療機関は、誠実に協議し、解決するものとします。

附則 本利用規約は令和2年10月1日より効力を有するものとします。

附則 本利用規約は令和2年11月2日から適用するものとします。

(令和2年10月30日一部改正)

附則 本利用規約は令和2年11月25日から適用するものとします。 (令和2年11月25日一部改正)

<u>附則 本利用規約は令和2年12月●日から適用するものとします。</u> (令和2年12月●日一部改正)

別表(適切ではない検査証明方法)

- ・受検者の自宅その他医療機関の管理下ではない場所で採取された検体を基礎とする検 査証明
- ・複数の唾液検体を一括して検査するプール方式による検査証明(※)
- (※) プール方式の適切性については、厚生労働省において検討中であるため、本措置は、当面の間の措置とする。